

答申第 268 号

平成 17 年 7 月 25 日

神奈川県教育委員会  
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 13 年 10 月 3 日付けで諮問された県体育スポーツ振興期成会の支出命令票等不存在の件(諮問第 209 号)について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、次に掲げる文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。

- (1) 特定の連合会に対する平成 13 年度の神奈川県の出関係文書
- (2) 特定の期成会に対する平成 13 年度の神奈川県の出関係文書
- (3) 特定の期成会の平成 13 年度の出関係文書

## 2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、平成 13 年 8 月 28 日付けで、神奈川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に対して、次に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。

ア 特定の連合会（以下「本件連合会」という。）に対する平成 13 年度の神奈川県（以下「県」という。）の出関係文書（以下「連合会に対する出関係文書」という。）

イ 特定の期成会（以下「本件期成会」という。）に対する平成 13 年度の県の出関係文書（以下「期成会に対する出関係文書」という。）

ウ 本件期成会の平成 13 年度の出関係文書（以下「期成会の出関係文書」という。）

- (2) 本件公開請求に対し、県教育委員会は、平成 13 年 9 月 11 日付けで、本件行政文書を作成又は管理していないとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）をした。
- (3) 不服申立人は、平成 13 年 9 月 26 日付けで県教育委員会に対して、行政不服審査法第 4 条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるとい趣旨の不服申立てをした。

## 3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

県教育委員会は、本件行政文書は存在しないとして、公開拒否決定をした

が、本件処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

団体に対する県補助金等を含め、県費支出は、神奈川県財務規則、補助金の交付等に関する規則及び補助金交付要綱に基づき執行され、補助金交付要綱は補助金に関する帳簿及び証拠書類の5年間保存を補助条件と定めており、また、神奈川県行政文書管理規程は行政文書の保存期間を5年間と定めていることから、公開決定の際、職員は引継文書も十分確認して、行政文書の存否を判断することが求められる。

#### 4 実施機関（教育庁教育部スポーツ課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

- (1) 連合会に対する支出関係文書については、本件公開請求時点では、本件連合会に対する支出を行っておらず、作成していないため、不存在決定を行った。
- (2) 期成会に対する支出関係文書については、平成13年度の本件期成会に対する県からの支出はないため、不存在決定を行った。
- (3) 本件期成会は、県内の体育・スポーツ施設の整備のための財源確保の推進事業等を行う団体であり、県教育委員会及び県内市町村の職員により構成されているが、その職務に従事する県教育委員会の職員は、職務専念義務の免除を承認され、県教育委員会とは別組織である本件期成会の職員として業務に当たっている。

したがって、本件期成会は県教育委員会とは別の団体であり、期成会の支出関係文書は実施機関が管理している文書には該当しないため、不存在決定を行った。

#### 5 審査会の判断理由

##### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

##### (2) 本件行政文書の存否について

ア 連合会に対する支出関係文書について

(ア) 実施機関は、連合会に対する支出関係文書については、本件公開請求時点では支出を行っていないため、不存在決定を行った旨説明している。

この点について、当審査会が実施機関に確認したところ、本件連合会に対する支出は毎年12月頃行っており、平成13年度についても当該年度の12月に支出していることが認められる。

(イ) したがって、本件公開請求時点では、支出を行っていないため、連合会に対する支出関係文書は存在しないとの実施機関の説明は、納得できる。

イ 期成会に対する支出関係文書について

(ア) 実施機関は、期成会に対する支出関係文書については、平成13年度の本件期成会に対する県からの支出はないため、不存在決定を行った旨説明している。

この点について、当審査会が実施機関に確認したところ、本件期成会に対する支出は平成13年度には行われていないことが認められる。

(イ) したがって、期成会に対する支出関係文書は存在しないとの実施機関の説明は、納得できる。

ウ 期成会の支出関係文書について

(ア) 実施機関は、本件期成会が県教育委員会及び県内市町村の職員により構成されているが、その職務に従事する県教育委員会の職員は、職務専念義務の免除を承認され、県教育委員会とは別組織である本件期成会の職員として業務に当たっていることから、本件期成会が県教育委員会とは別の団体であり、その支出関係文書は実施機関が管理している文書には該当しない旨説明している。

(イ) 当審査会が確認したところ、本件期成会は、県教育委員会及び県内各市町村教育委員会で構成され、その役員も市町村教育委員会の職員が就任しており、県教育委員会とは別個の独立した団体であると認められる。また、実施機関の職員が本件期成会の業務に従事する場合は、実施機関の職員としての本来の業務と区別するために職務専念義務の

免除を受けており、さらに本件期成会の文書は、本件期成会の事務局業務に従事する実施機関の職員が実施機関の管理する行政文書とは別に本件期成会の文書として管理している。こうしたことからすると、本件期成会が作成した文書は、実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、実施機関が管理する文書とは認められない。

(ウ) 以上のことからするとすると、期成会の支出関係文書は存在しないとの実施機関の説明は、納得できる。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 13 年 10 月 3 日	諮問
10 月 10 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
11 月 5 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
11 月 9 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 17 年 4 月 11 日 ( 第 45 回部会 )	審議
5 月 24 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取
6 月 6 日 ( 第 47 回部会 )	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	首 都 大 学 東 京 教 授	
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )

(平成17年7月25日現在)(五十音順)